

指定航空從事者養成施設
技能審查員認定試驗實施基準

航空局安全部安全政策課

第1章 総則

- 1-1 航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が、航空法施行規則第50条の4第5号の規定に基づく技能審査員（技能審査員には模擬飛行装置若しくは又は操縦席以外で訓練生の技量を適切に確認できる位置に着座し行う技能審査技能審査員（以下「限定技能審査員」という。）を含む。）の認定試験（以下「認定試験」という。）を行う場合はこの基準によるものとする。ただし、この基準により難いやむを得ない事由のため、航空局安全部安全政策課長（以下「安全政策課長」という。）の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 1-2 認定試験は、養成施設の限定された課程ごとに行う。また、航空従事者養成施設指定申請・審査要領（平成12年10月11日 空乗第1197号）に従って、CBTAプログラムを実施している課程については、当該課程について認定試験を行う。
- 1-3 試験官は、認定試験に先立ち、認定を受けようとする者（以下「認定試験受験者」という。）に次の各号の提示を求めそれぞれについて有効性を確認するものとする。
 - 1-3-1 技能証明書
 - 1-3-2 航空身体検査証明書（操縦士に限る。ただし、限定技能審査員を除く。）
 - 1-3-3 無線従事者免許証（操縦士に限る。）
- 1-4 認定試験は、口述試験及び実技試験とする。

第2章 口述試験

- 2-1 口述試験の科目、実施要領及び判定基準は別表のとおりとする。
- 2-2 口述試験において認定試験受験者が次の各号の一に該当するときは認定試験を停止するものとする。
 - 2-2-1 知識が判定基準に満たないことが明らかになったとき。
 - 2-2-2 不正な行為を行ったとき。
- 2-3 既に技能審査員の認定を受けている者が当該課程の認定を更新しようとする場合、又は類似する課程の認定を受けようとする場合は口述試験の一部又は全部を省略することができる。ただし、限定技能審査員は除く。

第3章 実技試験

- 3-1 実技試験の科目、実施要領及び判定基準は別表のとおりとする。
- 3-2 実技試験は、認定試験受験者が新規に認定を受けようとする場合は次の各号の一に該当する者を被審査者として技能審査を模擬させること（以下「模擬審査」という。）により、また既に認定を受けている者であって認定を更新しようとする場合は当該課程の技能審査を行わせることにより行うことを原則とする。
 - 3-2-1 申請に係る課程が既に養成施設の指定及び課程の限定を受けている場合は当該課程において技能審査を受審する者
 - 3-2-2 申請に係る課程が相当の実績を有する場合は当該教育を修了し実地試

験を受験する者

3-2-3 申請に係る課程がテストコースの場合は当該コースにおいて実地試験を受験する者

3-3 操縦士に係る実技試験において、使用する航空機の座席が2席である場合は、認定試験受験者に模擬審査又は技能審査を行わせた後、同一の被審査者を試験官が認定試験受験者が行った審査飛行と同様の飛行により審査し、その結果を対比させることにより行うことを原則とする。その他通常の方法によることが困難な場合は安全政策課長が定める方法によるものとする。

3-4 模擬審査又は技能審査において、次の各号の一に該当するときは認定試験を中止し、別の被審査者により継続又はやり直すものとする。

3-4-1 口述試験で被審査者が不合格と判定されたとき。

3-4-2 実技審査が途中で停止された場合であって認定試験受験者の実技審査を行う能力を確認できないとき。

3-5 実技試験において、認定試験受験者が次の各号の一に該当するときは認定試験を停止するものとする。

3-5-1 能力が判定基準に満たないことが明らかになったとき。

3-5-2 航空法等に違反する行為を行ったとき。

3-5-3 危険な操作を行ったとき。

3-5-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。

3-5-5 被審査者の航空法等に違反する行為を看過したとき。

3-5-6 被審査者の危険な操作を看過したとき。

3-5-7 被審査者に助言又は補助を行ったとき。

3-5-8 その他不正な行為を行ったとき。

第4章 成績の判定

4-1 認定試験受験者が認定試験を辞退した場合又は「2-2」あるいは「3-5」に該当するときは不合格と判定する。

4-2 別表に定める科目を終了し、判定基準に達しているときは合格と判定する。

附則（平成23年6月29日付け国空乗第128号）

1 施行期日

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

2 指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準（平成12年10月11日付け空乗第1198号）は平成23年6月30日をもって廃止する。

附則（平成29年3月31日付け国空航第11577号）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日付け国空航第3037号）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月27付け国空安政第2888号）

この基準は、令和7年3月27日から施行する。

操縦士に係る技能審査員

1. 口述試験

指定養成施設に係る法規類に関する知識、指定書・教育規程に関する知識、及び航空に関する知識を確認し、技能審査を実施するために必要な知識について判定する。

| 1-1. 指定航空従事者養成施設、指定書・教育規程に関する知識 | | | |
|---------------------------------|----------------------|---|---------------------|
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
| 1-1-1 | 指定航空従事者養成施設規設類に関する知識 | <p>1 航空法及び航空法施行規則に係る次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 指定航空従事者養成施設の法的根拠 2) 技能審査の法的根拠 3) 国家試験免除の法的根拠 4) 航空経歴の減免の法的根拠 <p>2 航空従事者養成施設指定申請審査要領に係る次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 指定養成施設の指定の基準 2) 教育の内容及び方法 3) 指定及び限定変更の方法 4) 技能審査員の認定 5) 隨時検査の目的及び方法 6) 指定養成施設の指定の取り消し 7) 技能審査員の認定の取り消し | 左記事項について正確に答えられること。 |
| 1-1-2 | 指定書・教育規程 | <p>当該課程に係る次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定書の内容 2. 教育の内容及び方法 3. 訓練記録の内容及び記入方法 4. 教育の停止及び編入 5. 口述審査の内容及び方法 6. 実技審査の内容及び方法 7. 技能審査員の業務と責任 | 左記事項について正確に答えられること。 |

1 - 2. 航空に関する知識

(目的)

技能審査に必要な航空に関する知識について判定する。

| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
|-----------|-------|--|--|
| 1 - 2 - 1 | 一般知識 | <p>次のうち当該課程に関する事項について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空工学 2. 航空気象 3. 空中航法 4. 航空通信 5. 航空法規 6. 航空管制 7. 耐空性審査要領 8. 人間の能力及び限界に関する事項 9. その他運航に必要な知識 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 技能審査において、適切な口述審査を実施するために必要な知識を有していること。 2. 技能審査において各事項を審査する場合の要点を適確に把握し明確に説明できること。 |
| 1 - 2 - 2 | 航空機事項 | <p>当該課程に使用する航空機に係る次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性能、諸元 2. 運用限界 3. 異常時及び緊急時の操作 4. 通常操作 5. 諸系統及び諸装置 6. その他必要な事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 技能審査を安全に実施するために必要な知識を有すること。 2. 技能審査において、適切な口述審査を実施するために必要な知識を有すること。 3. 技能審査において、適切な実技審査を実施するために必要な知識を有すること。 |

2. 実技試験

技能審査を安全かつ適切に行える能力について判定する。

| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
|-----|-----------------------|---|---|
| 2-1 | 口 術 審 査 法 | 当該課程（又は当該コース）の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、認定試験受験者に模擬口述審査又は口述審査を行わせる。 | <ol style="list-style-type: none"> 質問の範囲が適切であること。 質問の水準が適切であること。 質問の技法が適切であること。 (記憶だけでなく、実際の運航に結びつく理解度を確認していること。) 被審査者の解答について適否が判断できること。 口述審査の合否を適正に判定できること |
| 2-2 | 実 技 審 査 法 | 当該課程（又は当該コース）の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、認定試験受験者に模擬実技審査又は実技審査を行わせる。 | <ol style="list-style-type: none"> 実技審査を安全に行えること。 技能審査員が行うよう定められた操作又は指示あるいは状況設定を適切に行えること。 各科目の適否が判断できること。 再操作の特例を適切に使用できること。 被審査者の技能の信頼性を適切に評価できること。 総合的な合否の判定を適正に行えること。 実技審査全般の管理が適切に行えること。 |

整備士に係る技能審査員

1. 口述試験

指定養成施設に係る法規類に関する知識、指定書・教育規程に関する知識、及び航空に関する知識を確認し技能審査を実施するために必要な知識について判定する。

| 1-1. 指定航空従事者養成施設、指定書・教育規程に関する知識 | | | |
|---------------------------------|------------------------|--|---------------------|
| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
| 1-1-1 | 指定航空従事者養成法施設規設類に係るする知識 | <p>航空法及び航空法施行規則に係る次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定航空従事者養成施設の法的根拠 2. 技能審査の法的根拠 3. 国家試験免除の法的根拠 <p>航空従事者養成施設指定申請審査要領に係る次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定養成施設の指定の基準 2. 教育の内容、方法 3. 指定及び限定変更の方法 4. 技能審査員の認定 5. 隨時検査の目的及び方法 6. 指定養成施設の指定の取り消し 7. 技能審査員の認定の取り消し 8. 技能審査員の役割 | 左記事項について正確に答えられること。 |
| 1-1-2 | 指定書・教育規程 | <p>当該課程に関する次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定書の内容 2. 教育の内容及び方法 3. 訓練記録の内容及び記入方法 4. 教育の停止及び編入 5. 口述審査の内容及び方法 6. 実技審査の内容及び方法 7. 技能審査員の業務と責任 | 左記事項について正確に答えられること。 |

1 - 2. 航空に関する知識

(目的)

技能審査に必要な航空に関する知識について判定する。

| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
|-----------|-------|--|---|
| 1 - 2 - 1 | 一般知識 | <p>次のうち当該課程に関する事項について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 航空法規 航空工学 航空機のマニュアル 運航規程 整備規程 耐空性審査要領 人間の能力及び限界に関する事項 その他航空機の運航及び整備に必要な知識 | <ol style="list-style-type: none"> 技能審査において、適切な口述審査を実施するために必要な知識を有していること。 技能審査において各事項を審査する場合の要点を的確に把握し明確に説明できること。 |
| 1 - 2 - 2 | 航空機事項 | <p>当該課程に係る航空機又は機材について次の質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 航空機のマニュアル 整備規程 証明書類等 審査に必要な質問事項とその判定要点 (Q & A) その他必要な事項 | <ol style="list-style-type: none"> 技能審査を安全に実施するために必要な知識を有すること。 技能審査において、適切な口述審査を実施するために必要な知識を有すること。 技能審査において、適切な実技審査を実施するために必要な知識を有すること。 |

2. 実技試験

実技試験を安全かつ適切に行える能力について判定する。

| 番号 | 科目 | 実施要領 | 判定基準 |
|-----|--------|---|---|
| 2-1 | 基本技術 | 当該課程（又は当該コース）の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、認定試験受験者に基本技術に関する模擬口述審査及び実技審査を行わせる。 | <ol style="list-style-type: none"> 質問の範囲が適切であること。 質問の水準が適切であること。 質問の技法が適切であること。 (記憶だけでなく実務に基づく理解度を確認していること。) 被審査者の解答について適否が判断できること。 被審査者の実技について適否が判断できること。 口述審査及び実技審査の合否を適正に判定できること |
| 2-2 | 口述審査法 | <ol style="list-style-type: none"> 当該課程（又は当該コース）の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、認定試験受験者に模擬口述審査（基本技術に関するものを除く。）を行わせる。 認定試験受験者は所定の全科目について模擬審査を実施すること。 (試験官は、試験の目的が達せられたと判断したときは、一部の科目を省略させることができる。) | <ol style="list-style-type: none"> 質問の範囲が適切であること。 質問の水準が適切であること。 質問の技法が適切であること。 (記憶だけでなく実務に基づく理解度を確認していること。) 被審査者の解答について適否が判断できること。 口述審査の合否を適正に判定できること |
| 2-3 | 実技審査法① | <ol style="list-style-type: none"> 当該課程（又は当該コース）の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、認定試験受験者に実機又は業務の種類の限定を受けた専門技術に関する模擬実技審査を行わせる。 認定試験受験者は所定の全科目について模擬審査を実施すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 実技審査を安全に行えること。 各科目の適否が判断できること。 実技試験の管理が行えること。 |
| 2-4 | 実技審査法② | <ol style="list-style-type: none"> 当該課程（又は当該コース）の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、技能審査員候補者にM T S 等に関する模擬実技審査を行わせる。 技能審査員候補者は所定の全科目について模擬審査を実施すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 実技審査を安全に行えること。 技能審査員が行うべき操作又は指示あるいは状況設定を適切に行えること。 各科目の適否が判断できること。 実技試験の管理が行えること。 |